

〈研究ノート〉

ディキンソン教授のリチャード・プライス研究

田 中 秀 夫
村 井 路 子

京都大学経済学研究科では京都大学教育研究振興財団の助成を受けて，2005年3月10日から24日まで，エディンバラ大学教授のハリー・ディキンソン教授を招聘した。教授は，1970年代から18世紀ブリテンの政治思想史研究と歴史研究における指導的研究者の一人であり，現在，英国歴史学会の会長，王立歴史協会の副会長の重責にある。1980年以来リチャード・ロッジ教授職にある教授は来年定年を迎えられるが，今回の来日は時宜に適っていた。

受入教員の田中との共同研究のテーマは「18世紀ブリテンにおける社会・政治・文化・思想の多元的研究」というものであり，2週間の招聘期間に相当長時間の濃密な研究交流を持つことができた。また経済学研究科では次のような4回の公開セミナーを開いた。

3月12日(土) 「エドマンド・バークの政治イデオロギー」(Edmund Burke's Political Ideology)

3月15日(火) 「リチャード・プライスにおける理性と革命」(Richard Price on Reason and Revolution)

3月18日(金) 「ブリテンの風刺画とフランス革命」(British Caricatures and the French Revolution)

3月22日(火) 「トマス・ペイン1737-1809年の急進主義」(The Radicalism of Thomas Paine 1737-1809)

その間に早稲田大学でも講演会を開いた(3月19日(土) British Reactions to the American Revolution)。田中研究室の大学院のゼミでは事前にペーパーを読み，セミナーの討論をアクティブなものにしようと考えたが，それは相当成功した。毎回20人程度の参加者が熱心な教授の講義に耳を傾け，積極的な討論に加わった。そのため，教授は，しばしば休憩時間も惜しんで質問に応答された。午後1時半に始まるセミナーは，

このような具合で、5時まで続けられた。セミナー後の懇親会もセミナーの延長であった。セミナーの主要な協力者は、中澤信彦（関西大学助教授）、松園伸（早稲田大学教授）、森直人（当時日本学術振興会特別研究員、現在経済学研究科博士課程）、村井路子（日本学術振興会特別研究員）などであった。またお名前は省略するが多数の研究者の支援を得ることができた。

共同研究者である田中は、セミナーの事前に必ず、教授と意見交換をしてセミナーに臨んだ。夕食会でも、その後でも、今回は十分な時間があったので、田中は教授とふんだんに研究交流をすることができ、お互いに有益な情報・知識を交換しあった。話題は、専門とする18世紀ブリテンの社会・政治・経済・文化について、また研究状況について、英国の有力な研究者とその研究成果についてから始まり、学界事情、教育の実態、英国と日本の教育研究課題その他、全般にわたった。

名誉教授クラスの研究者も参加された（神野慧一郎、永井義雄、藤田昇吾）が、田中研究室の大学院生をはじめとして、他部局、東京圏（東京大学、早稲田大学、千葉大学など）を含む他大学からも多数の若い世代の研究者が積極的に参加し、教授から直接に指導を受けることができたことも、重要であると思う。従来、アド・ホックに外国人研究者を迎えてセミナーを開くことはあったが、今回は4回のコースとしてセミナーを行うことができたのもメリットだった。

ディキンソン教授の膨大な研究業績等については、エディンバラ大学のホームページに一端が掲載されているので、ここでは省略する。ここでは、京都大学経済学会の支援を得て行われた、リチャード・プライスについての講義の概要を紹介しておきたい。プライスは最近の教授が力を注いで研究している対象であり、わが国の研究も今後盛んになることが期待される思想家だからである。講義の要約は村井路子さんをお願いした。

ハリー・T・ディキンソン

「リチャード・プライスにおける理性と革命」

リチャード・プライス（Richard Price, 1723-1791）は、広範な知的達成と宗教的・市民的自由へのコミットメントで有名である。彼は、非国教徒牧師、教育者、神学者、道徳哲学者、数学者、財政評論家、政治宣伝活動家として多くの分野で活躍するとともに、ブリテン、フランス、アメリカの18世紀末の指導者たちと広く交際した¹⁾。しかし

1) ディキンソン教授は全般的に書簡集 D. O. Thomas and W. Bernard Peach (eds.), *The*

「自由の使徒」と呼ばれたほどの名声にもかかわらず、その宗教的見解および政治的見解は激しく攻撃され、煽動的な狂信者などと弾劾された。今日にいたるまで彼はエドモンド・バークが論駁したことでもっとも知られる。

本稿は、プライスの宗教的自由および市民的自由論への批評に反論する。彼の見解は驚くほど首尾一貫しており、また政治的にも改革的ウィッグ派であって、理性、徳、自由、自己決定、自己統制といった理念をつねに念頭におく理性的啓蒙の申し子であったことを示す。

I プライスの道徳哲学²⁾

19世紀以降、プライスの道徳哲学は「使い古された理論、不正確な著述」と過小評価されてきたために、学問的研究は少ない。とはいえ、しだいにプライスの重要性および一貫性が明らかにされつつある。

それらによればプライスは、プラトン、カドワース、クラーク、バトラーの影響を受けて、経験主義、懐疑主義、功利主義の見解に反論するための理性主義的な道徳体系を企図していたという。まず神の存在する証拠として、創造物の秩序および万物の究極的原因が示される。プライスにとって神は、全知全能、永久不変、博愛の存在であり、永遠に真かつ正である。物事の善悪や行為の正当性は、神の意志や人の判断ばかりではなく事物の本性にも存在する。事物の本性は、神の本性や不変の真理の本性と同一である。このうち真理は、人でも理性と知性を通して理解しうるので道徳社会の公理となる。道徳法の遵守は事物の本性に内在する根本的義務であり、人はつねに努力しなければならない。

このように、人は道徳法を、理性と知性（または直観 intuition）を通して理解できるといふ。「正誤観念は、平明なので容易に認識できる」し、さらに道徳的善は、直観によって即座に自明の真理として把握される。したがって、あらゆる理性的存在は啓示、教会的権威や社会慣習がなくとも、道徳法を義務的なものとする。道徳的に善い人とは、「正しいと信じていること」をすると同時に「なすべき正しいこと」だからする人のことである。

1) *Correspondence of Richard Price*, University of Wales Press, 1994 と政治著作集 D. O. Thomas (ed.), *Richard Price: Political Writings*, Cambridge University Press, 1991 を用いている。

2) 道徳的見解については D. D. Raphael (ed.), *Richard Price: A Review of the Principal Questions in Morals*, (1787) 3rd ed., Oxford, 1948 (1974)。

「あらゆる徳は博愛（仁愛）に基礎付けられる」という功利主義的な見解が否定されて、博愛のほかに五つの道徳的義務——① 神への義務，② 自己への慎慮の義務，③ 感謝の義務，④ 真理を述べる義務，⑤（とくに財産に関して）正義を求める義務——が挙げられる。これらの義務は、その社会的結果を考えずとも強制的なものであり、むしろこれらに基づいて人の行為の是非が判断される。ただしプライスは、対立する道徳的義務から優先させるものを選ぶ際に人が全知でないことを認め、事前に各々の義務の影響、必要性、因果性の比較検証を勧める。このように彼の理性主義はひじょうに慎重かつ実用的であり、経験主義的ではある。

さらに、行為の結果から徳を量ろうとする功利主義的試みが否定されて、かわりに行為者の良心と意図が強調される。人は自ら道徳法を見つけて用いようとしなければ、真の幸福や普遍的自由に到らない。徳は① 抽象的かつ絶対的な徳と② 実践的かつ相対的な徳の二つに区別される。①は、あらゆる状況に関して完全かつ正確な知識をもった行為者による道徳的行為の客観的評価を問う基準であり、唯一全知全能の神にしか適用されない。②は、行為者の道徳的意図つまり個々の状況下で道徳的義務を理解して実践しようとする姿勢を問う基準であり、あらゆる人の行為に適用される。人は実践的徳を達成した時にだけ賞賛をうける。この「真理に基づいて行動する」という道徳的義務の強調は、人は努力次第で道徳の一般原理を明快に把握できる、という確信に由来する。したがって、対立する道徳的義務の比較検証も、やはり理性的知識による判断である。

この道徳的義務を果たさない人は、自らの本性、理性的存在としての尊厳を侵害している。たしかに複雑な状況においては誰もが過ちうる。しかし人は、真摯に最善を尽くして状況を理解し、もっとも道徳的な方法を選択する責任を神から与えられている。人はいかなる慣習や既存の権威をも鵜呑みにせずに、自由な選択のもとで自らの理性と自由意志を実践しなければならない。情感の誘惑にたいしても、道徳的に強くなろうとすべきである。人は、絶対的な完全性に到達することはないが、無限に向上できる。

また、人は外的な圧力や権威に強制されると自由な行為者といえず、そのため道徳的行為者でもないとされる。したがって、宗教的自由および市民的自由が必要不可欠である。さらに、各自善悪を把握するための知性が求められる。たとえば子供や精神障害者は、道徳的行為者ではなく行為の責任を問われないのである。

II プライスの宗教的見解³⁾

非国教徒であったプライスは、宗教について寛容政策を求め続けた。しかし国教会はその特権を手放さなかった。さらに彼の見解は、ジョージフ・ブリストリのような非国教徒の同志にも支持されていなかった。しかし彼の宗教的見解は、慈善や無私という点から彼の道徳哲学に基礎づけられており、検討する価値がある。

彼は宗教的見解において、まず理性を強調する。人は、自らの知性が受け容れるものだけを信じ、自由意志によって自らの運命を形成すべきである。ただし、この自由は、神から与えられた使命に対する責任をとまなう。多様な幸福を選択できるとはいえ、人は使命を果たして初めて真の幸福を手にできる。人は完全性には程遠く、せいぜい良心を告白し良心にしたがうことしかできないが、神は人々の信念の正誤よりも信念を探求する誠実さを好み賞賛する。「求められているのは無垢ではなく高潔であり、無罪ではなく真の徳」である。つまり、真の徳は人が悪をも選択できるがゆえに存在する。そして人は、有徳な生活をすれば神の恩寵すなわち「祝福された永遠性」にあずかると信じて各自行動すべきである。俗世での不公平は、来世での公平によって是正される。

また摂理が強調される。神が人をつくったのは千年王国への道を開くという目的のためである。人はそれを意識して、達成のために行動すべきである。ジョージフ・ブリストリと異なり、千年王国はキリストの再来に先行して人が達成するものであり、このような摂理が作用した例としてフランス革命やアメリカ独立革命が挙げられる。

自らの個人的信仰を「非熱狂的、理性的、普遍的信仰」と説明するプライスは、神を唯一卓越した信仰の対象とするユニテリアン派アリウス主義者であった。キリストは卓越した徳の持ち主であって、救世主ではなく、人も理性、知性、徳性を高めれば、キリストに限りなく近づけるのである。

プライスによれば、神が究極的に不可知である一方で、人の文明はまだ幼い。したがって、今のところ誰も神の真の目的や宗教的真理、教義を理解できていない。誰もが過ちうるのだから、人は多様な宗教的見解に寛容であるべきである。さらに人が理性を自由に行使できないと、道徳的、宗教的、科学的知識も前進しない。したがってプライスは、いかなる国家も宗教に干渉すべきではないと政教の完全な分離を主張した。具体的には、非国教徒の運動を支持し、ユダヤ教やイスラム教にまで宗教的寛容の拡張を求

3) 宗教的見解については John Stephens (ed.), *Richard Price: Four Dissertations*, (1768) 2nd ed., Bristol, 1990.

め、審査法および自治体法に反対した。市民政府は財産を守り平和を維持するために存在するのであって、何らかの真理を支持したり個人の魂を保護するためにあるのではない。とくにキリスト教は真理だから広まるのであって、国家の支持を必要としていないのである。

ただしプライスは、市民政府が特別な礼拝の形式を臣民に強制すべきでないとはいえ、万人に神を拝める義務があると信じていたし、宗教が社会的秩序の維持に有益だと捉えていた。とくに宗教の自由、概して信仰を探求する自由は、啓蒙と進歩、また人の尊厳を高めうる。人は無知だが知識を向上させることができる。賢明かつ段階的な教育により、人の精神に「知識を与えれば、諸悪は根絶するだろう」。そして未開状態からすでにずいぶん進歩してきた人類は、理性の自由な行使により、「さらに高次の状態に至るだろう」。実際に、彼は非国教徒学校の創設など若者の教育に熱心であり、最善の教育は徳、博愛を説いて人の知性が過ちうることを認識させるものであって、生徒は自分で学ぶ方法を助言されるべきだと強調していた。

III プライス：市民的自由とブリテン国制について

自らの良心に沿って礼拝の義務を果たす自由、他者の意志や命令に屈しないことの尊さといった見解は、彼の政治観と自由論におおいに影響している。人は、個々の社会状態に対する道徳的責任を果たすために、政治過程に参加する権利をもつ。また、人には①身体的自由、②道徳的自由、③宗教的自由に加えて④市民的自由がある。この政治的権利と市民的自由の原理は、誰もが自ら判断することができる。したがって、専制的な権威や武力による統治は正当化されず、自由な政府でなければ人の自然的平等と両立しない。市民政府は、人民の利益のためにつくられた制度であり、共同体の自由促進に努めなければならない。その目標は、市民社会の安全確保すなわち市民全員の身体的、道徳的、宗教的自由の保障であり、それらが達成されるためには、自己統治できる個人が大多数政治に参加しなければならない。究極的には、政治権力が社会成員に対する公正を促進するほど十分に啓蒙されているときのみ達成されるのである。

またプライスは、ジョン・ロックの政治的観念を多く吸収している。専制的な政府や、無抵抗・受動的服従の原理は間違っている。政府は万人がもつ自然権を保護するためにあり、同意にもとづいた契約がおこなわれて初めて合法的な政体といえる。政府は人民の主権が信託されたものであって、その正当な役割は制限される。つまり第一に個人の生命、自由、財産の権利の保護である。為政者に欺かれた場合、人民は委ねていた主権

を取り戻すことができる。武装蜂起さえも正当化されるが、ただしそれほどの抵抗を人々が示すのは、ひどい抑圧のときだけである。また為政者は、非常時に限らずつねに監視されなければならない。用心し続けさえすれば、人民は自らの権利と自由を守ることができる。

ブライスは、自らを名誉革命とハノーヴァ朝を支持する古いウィッグ派だとなげに主張していた。彼によれば、ブリテン国制は自由に関する3つの原理、すなわち ① 宗教に関する良心の自由、② 権力の濫用に抵抗する権利、③ 為政者を選び、不正を糾弾し、自ら政府を形成する権利を奉じた。これは急進的な解釈であった。さらに名誉革命が公平かつ平等な代表制度を再建していないと主張するブライスに挑発されたパークは、反論の二著作を書いた。パークの批判は、ブライスを民主政体論者、共和主義者、さらに革命分子とするものである。しかし、この批判は間違っている。ブライスは、混合政府および均衡国制の原理を敬い、「この国には、われわれの統治制度がもっとも適しているし、理論上も優れている」と述べていたし、非国教徒が混合王政を廃止して民主政を望むことも否定していた。

彼は、慎慮ある市民の理性的な方法による漸進的变化を好み、革命は最後の手段と考えており、したがってペインやカートライトのような急進派ではなかった。ウィッグ的な自己統治の原理および臣民の自由の原理を高く評価したとはいえ、有徳な市民は自らの政府や為政者をできるかぎり助けるべきであると説いた。国王の議会への影響力を減らし、代議制を是正さえすれば、ブリテン国制は賞賛に値する。ブライスは、絶対的自然権を擁護しながらも、実際にはその行使を制限した。道徳哲学と同様に政治的著作でもまた多様な義務が対立することを示して、理論上望ましくとも実用的ではないものがあり、自然権もそうであると結論づけた。自由な政府と最善の政体を区別していたのである。自由な政府は簡単に手に入り、個人的自由も重要である。しかし、ときには安定や秩序の原理が優先する。最善の政体は、自由だけでなく、あらゆる資質（賢慮、団結、迅速な解決）が最善に結びついたものである。

ブライスは君主政、貴族政を排したアメリカ革命を高く評価したが、それが全ての国にむいているとは述べていない。アメリカには確立した貴族社会がなく、貧民がほとんどおらず、大多数が中産層であったことから、共和政が適している。フランスの事例もまた異なる。ブリテンの国民および伝統には、ブリテンの混合政府および均衡国制がもっとも適している。確固とした社会的・経済的区分があるブリテンには王政や貴族政が存在するのはやむをえない。とはいえ、国王は人民の従者であり、その権力は法や慣

習によって制限されなければならないのに、パトロネジによって国債、常備軍、奢侈が増加し、議会の独立や人民の自由が脅かされている。それらを止めなければ、ブリテン国制はやがてうつろになるだろう。

彼は、社会的、経済的区分は人為的かつ一時的なものであり、人々は個人的能力、美点、価値によって評価されるべきだと考えていた。したがって、貴族とも親交の厚いブライスは、ペインと違い、ブリテンの貴族政や上院の廃止を望まなかったのは、貴族の社会的卓越性を受け容れていたからである。さらに彼はジョン・アダムスと同じように、一院制では大きすぎる権力が民衆の意志に与えられてしまうのではと懸念し、第一級の人々からなる上院が下院に活力、団結力、解決力を与えるべきと考えていた。

とはいえ、下院はできるかぎり人民を代表して市民的・宗教的自由の砦としてあるべきだとみなされていた。ブライスは、下院議員が国王の影響下に屈服して政治的独立性を失う時、そして不適切な代表制度が真の利益を代表しなくなる時を懸念した。とりわけ国債は、個人を腐敗させて議会の独立をそこなう力をもつ。さらには、財政破綻だけでなく少数者への権力集中を引き起こす。ブライスは、具体策として減債基金を提案⁴⁾するほか、奢侈の拡大をおそれて投機に反対し、大都市を文明の脅威と批判して勤勉な農業者の生活を推奨した。また、専制権力の強大化をおそれて常備軍ではなく民兵を支持した。

これらのなかでもブライスがこだわったのは、代表制度の改革である。全体的に投票者が少なすぎるうえ、彼らのほとんどが投票権を政府やパトロンに売ろうとしていた。これでは自由を守ることができない。ブライスは、フランスやアメリカと比較するうちに、あきらかに代表制度の拡大に関心をもつようになっていた。代表制の不平等に対して、ワイヴィルが1780年代に新しく百議席をつくる運動をおこなっていたが、ブライスはそれに加えて腐敗選挙区の廃止を要求した。「国制上の自由」に第一に必要なのは、自由かつ平等な代表制度であり、現状で「自らを自由だと考えるのは自己欺瞞」であると主張した。

ブライスは、1770年代後半以降に急進派が出した議会改革案のうち、頻繁な総選挙、腐敗選挙区の廃止、議員への選挙民の指図に賛同しつつも、普通男子選挙権に反対していた。なぜならば、彼の見解では、多くの人々があまりにも貧しく無知であり、長すぎる従属によって参政権を信託できる状態にない。独立して責任を果たすためには、ある

4) R. Price, *Observations on Reversionary Payments*, London, 1771, *An Appeal to the Public on the Subject of the National Debt*, London, 1772.

程度の教育と経済的基準が求められるからである。彼は自由の要求を慎慮の要求と均衡させており、パークと同じように、無政府状態や暴徒の支配を恐れ、政体は個々の社会の現実に見合うべきだと考えていた。知識や富、社会的地位について多様な段階にある人々全員が、政治において平等の役割を果たすことはできない。公務に参与する人々は、道徳と時勢に通じ、自己と社会に責任を持たなければならない。さらには道徳的義務にしたがって、他者の幸福のために自己を犠牲にしなければならない。つまり政治的権利は、道徳的義務を果たして博愛的責任を持つ手段の一つにすぎないのである。

ブライスは平等な代表制度が必要だと述べつつも、「現実にとどの市民が投票権を持つべきか」について曖昧である。厳密な財産上の資格よりも、必要な道徳的資質について述べており、少なくとも過度の貧者を除外し、また少数の富者の独占に反対していた。「大多数が人民から選ばれていない」と述べるとき、人民が誰を指すか明らかでない。とはいえ彼は、中産層（田舎の自由土地保有者、自由農民、および教区の教養ある人々）の能力を過大評価しており、アイルランドにおける制度改革を尋ねられた際にも、贖本保有権者、借地保有者に投票権、地方代議士の代理人百人に腐敗選挙区の議席を与えることが望ましいと答えている。

IV アメリカ独立革命について

アメリカ独立革命について、ブライスは三つの主著『市民的自由』（1776年）、『市民的自由についての追加考察』（1777年）、『アメリカ革命の妥当性』（1784年）で取り上げている⁵⁾。いずれもブリテンの政策を非難し、アメリカの言い分に同調したものであり、これらの著書によって彼は、アメリカに招待されて新しい共和政や国債に関する助言を求められたし、ブリテン国内の保守派から批判を受けた。しかし、彼はアメリカ植民地の分離独立を歓迎しなかったし、新しい国家のあらゆる側面に同意したのでもなかった。

ブライスは、ブリテン政府と議会がアメリカの危機に際しておこなった主張を退けて、「議会の全能性の教義ほど馬鹿げたものはない」と非難した。印紙法、宣言法、タウンゼント法、強制諸法、五法案といった政策は、植民地を武装的抵抗へと駆り立てるだろう。彼は入植者の特権を支持し、その主張「代表なしに課税なし」に同意していた。

5) *Observation on the Nature of Civil Liberty, the Principles of Government, and the Justice and Policy of the War with America*, 1776, *Additional Observations on the Nature and Value of Civil Liberty, and the War with America*, 1777, (永井義雄訳『市民的自由』未来社, 1963年), *Observations on the Importance of the American Revolution and the Means of making it a Benefit to the World*, 1784.

とはいえ彼は、利害と感情の結束があるならば、卓越した行政権力を行使する帝国に反対しなかった。反対したのは、一方が他方に専制的権威を用いるような帝国である。なぜならば、すべての国家や共同体は、人と同様に神に与えられた自由・自己決定の権利をもつからである。ブリテン帝国がうまく構成されるならば、アメリカ植民地も専制権力に従属しているとは考えず独立を求めないはずである。また、ヨーロッパ中の国家は国内問題に関しては独立すべきだが、国際的な相互対立を避けるために各国が代表者を選んで「評議会」に送り、その評議会が仲裁者および審判人を務める制度も必要である。これをモデルとしてプライスは、アメリカ植民地とブリテンが評議会をもつ連邦制のブリテン帝国を構想していた。この評議会の選挙方法や構成についての詳述はない。結局、アメリカ入植者が武装蜂起する状況になると、プライスは植民地側に立って、戦争を起こさずに独立を認めるようブリテンに働きかけた。戦争はどのようにしてでも避けるべきであった。

彼の見解では、ブリテンが賢明かつ穏健ならばこの危機を避けられたはずであり、これは「何も得るものがない戦いである」。アメリカ人は勇敢かつ有徳で、経済的にも成長している手ごわい敵であるが、とはいえ長期戦は植民地にとって苦しいものであり、アメリカ人はさらに自由が奪われるかもしれない。またブリテンにとっても問題である。1776年初めにはフランスの参戦によるブリテンの敗北が危惧され、また勝敗に関わらず国債の増加や増税、そして市民的自由の縮小といった国内問題が懸念された。

彼はアメリカの権利と自由を擁護する一方で、その永久的な分離独立を望んでいなかった。しかしアメリカの独立か議会主権への屈服かという選択となると、独立を認めるように助言している。独立後には、両国の良好な商業的、人的関係の重要性を説き、アメリカ人を同胞のまま扱った。ブリテンが恨みゆえに関係改善を妨げていることに失望している。

プライスは、アメリカを「自由の友のための聖域」であり「(ブリテンがアメリカを)失うことは不幸だろう」と繰り返し主張していた。ところが独立革命後には「普遍的自由にとって有益な革命」であったと楽観的に評価し、かつてない自由な社会、貴族政も国教会もない共和政体の誕生だと喜んだ。なかでも宗教的自由を拡げ、議論や探求の自由を擁護したことを歓迎している。しかし一方では、経済的發展にしたがって国債、奢侈、腐敗、貧富の格差が広がることを心配し、少数者への富の集中を避けるべきだとアメリカに助言した。また常備軍ではなく市民軍をすすめるなど、彼はアメリカ社会の活力が市民的自由や宗教的自由のための道徳哲学の実践に向けられることを望んだのであ

る。

またプライスは、強い州が弱い州に武力によって権威を押しつけるのではないかと州の格差を心配している。実際に1784年初めには連邦議会の権限強化を提案し、合衆国憲法の創設に強い関心を寄せている。結果として強力な連邦制および二重の司法制が適用されたことを歓迎した。他方で、彼はアメリカにおける奴隷制の継続を非難した。「言葉にできない……非人道的」「廃止されない限り、アメリカ人が自由に値するとは思われない」。プライスは、アメリカの奴隷解放には時間がかかることを認識しており、ブリテンでは黒人も自由であると賞賛している。

V フランス革命について

「冷酷、不誠実な国家」というようにフランスに批判的であったプライスは、1789年になると、フランス革命を強く支持し、英仏同盟を望むほどであった。3月には自由の精神がフランスにおいて自由の国制をつくり、その自由がヨーロッパに広がるかもしれないと期待している。1789年11月4日革命協会でおこなわれたスピーチは、翌年『祖国愛について』⁶⁾として二度仏訳され、彼は死後「自由の使徒」として追悼されるほどに名声を博した。他方でパークをはじめ多くの保守主義者が、彼を危険な急進派および共和主義者であると非難した。唯一クリストファ・ワイヴィルは、彼を穏健な改革者であると擁護している。

『祖国愛について』はバスティーユ陥落の数ヶ月後に書かれたものであり、プライスは、フランスが名誉革命に倣って議会君主政をつくるものと考え、急進的な共和政や軍事独裁政権をまったく予測していなかった。ミラボーやラ・ロシュフーコーといった穏健な改革者と交際していたプライスは、英仏が団結してともに真理、徳、自由を促進することを期待した。楽観的すぎるとはいえ、これは当時、共和主義者でも革命派でもない多くのブリテン人が共有していた感覚である。

『祖国愛について』において、プライスは、フランスでの事件よりもむしろブリテン国内の自由と名誉革命の正当性について多く論じている。彼は名誉革命を認めつつも、寛容法や代表制度が未改革のままである点で、完璧であるとはみなさなかつた。さらに、プライスが名誉革命の原理は人民に為政者を除名して新しい統治制度をつくる権利を認めていると解釈したことは、パークから非難されたものの、1790年代の改革派サークル

6) T. Cadell (ed.), *Richard Price: A Discourse on the Love of our Country*, (1790) 6th ed. (永井義雄訳『祖国愛について』未来社, 1966年)。

に広く受け容れられた。彼は、ブリテン国民が排他的な愛国主義になるべきでないと注意し、まもなく偉大な自由を享受するだろうフランスの国民を愛すべきだと説いた。またフランスの「権利宣言」を付録として翻訳し、そのうち10条および11条について、宗教的自由および探求の自由を擁護するには不十分だと指摘している。さらに第4版にはいくつかの批判に対する反論もみられる。それは、自分が望むのはブリテン議会が国民議会になることだが、しかしブリテン国制を傷つけるつもりはなく、フランスが試みているような広範な代表制度を望んでいるだけだという主張である。

では『祖国愛について』が主張の内容よりも急進的にみえるのはなぜか。それは宗教的熱情を含んだ語調のせいである。彼の慎重な理性を用いた議論は、しばしば感情に訴えるような訓戒で締めくくられている。しかしプライスは、フランスを賞賛しながらもあきらかにブリテンの混合政府と均衡国制を平和的手段によって再建しようとしていた。その寛容性、慎慮深い真理や徳への洞察、自由への強い信念など、バークの認識と共通するものが多くあった。